

# 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案要綱

## 第1章 総則

### (1) 目的

この法律は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。

(第1条関係)

### (2) 基本理念

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

(第2条関係)

### (3) 国等の責務

国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

(第3条関係)

## 第2章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

### 第1節 政策金融改革

- (1) 政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成20年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に担わせることにより行われる。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能は現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせ、沖縄振興開発金融公庫については、第11条の規定による。

新政策金融機関の政策金融の機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図る機能に限定する。

政策金融に係る貸付金については、平成20年度末における新政策金融機関及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の合計額の同年度の国内総生産の額に占める割合が、平成16年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合の2分の1以下となるようにする。

現行政策金融機関の負債の総額が資産の総額を超える場合におけるその超過額又は新政策金融機関に生じた損失であって、これらの経営責任に帰すべきものを補てんするための補助金の交付その他の国の負担となる財政上の措置は行わない。

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第6条第1項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備する。

(第4条関係)

(2) 新政策金融機関は、次に掲げる組織及び業務の在り方を踏まえて、設立される。

特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人若しくはこれに類する法人とする。

明確な経営責任の下で運営され、経営内容に関する情報の公開を徹底する。

新政策金融機関の経営責任者は、これを適正かつ効率的に運営するため、設立の目的及びその担う金融業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから選任され、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮する。

組織については、簡素かつ効率的なものとするを基本とし、国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門とに大別して、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とする。国内金融の業務を行う部門にあっては、当該業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成し、国際金融の業務を行う部門にあっては、当該業務を行ってきた現行政策金融機関の外国における信用が維持され、当該業務を主体的に遂行することを可能とする体制を整備する。

業務については、現行政策金融機関から承継する業務(統合する現行政策金融機関から承継する債権の管理及び回収を含む。)及び第4条第4号に規定する金融に係る業務とし、債務の一部の保証、貸付債権の譲受けその他の業務の推進を図ることにより、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として行われる。

業務の実施状況についての確かな評価及び監視を行う体制を整備し、業務の必要性の有無及びこれを民間にゆだねることの適否についての見直し並びに貸付金の残高の継続的な縮小を行うことを可能とする。

(第5条関係)

(3) 現行政策金融機関の在り方については、以下のとおりとする。

商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成20年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずる。

商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、第6条第1項の措置のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分する。

政府は、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の完全民営化に当たっては、それらの円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずる。

公営企業金融公庫は平成20年度において廃止し、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる。

政府は、移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる。

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は平成20年度において、沖縄振興開発金融公庫は沖縄振興計画に係る平成14年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、それぞれ新政策金融機関に統合するものとし、それらの業務を新政策金融機関に承継させる。ただし、それぞれ一定の業務については廃止又は限定等を行い、国際協力銀行の海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構に承継させる。

(第6条 - 第12条関係)

- (4) 政府は、第5条から第12条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものは、国庫に帰属させること。

現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

(第13条関係)

- (5) 政府は、平成18年度において、次に掲げる融資等業務の在り方について見直しを行う。

独立行政法人のうち、平成18年度から平成20年度までの間に初めて中期目標の期間が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

特殊法人のうち、現行政策金融機関等以外のものが、その目的を達成するために行う融資等業務

民法第34条の規定により設立された法人のうち、法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

(第14条関係)

## 第2節 独立行政法人の見直し

(1) 平成18年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。)を所管する大臣は、独立行政法人通則法第35条第1項等の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(第15条関係)

(2) 平成18年度から平成20年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第14条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行う。

(第16条関係)

## 第3節 特別会計改革

(1) 特別会計の改革においては、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図るものとし、平成18年度から5年間を目途に計画的に推進するものとする。

改革に当たっては、特別会計における資産及び負債並びに剰余金及び積立金の縮減等により、財政の健全化に総額20兆円程度の寄与をすることを目標とする。

(第17条関係)

(2) 特別会計の新設は、事務及び事業の合理化若しくは効率化又は財政の健全化に資する場合を除き行わない。政府は、平成23年4月1日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後も、おおむね5年ごとに存続の必要性を検討する。

(第18条関係)

(3) 政府は、特別会計の廃止及び統合、特別会計に係る一般会計と異なる取扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、この法律の施行後1年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講じるものとする。

また、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計歳入歳出予算の総計及び純計について所管及び主要な経費の別に区分した書類を参考資料として予算に添付する措置その他の必要な措置を講ずるほか、特別会計において経理されている事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について、その内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うものとする。

(第19条関係)

(4) 個々の特別会計につき、廃止及び統合、事務及び事業の効率化等改革の方向性を定めるとともに、特定財源についても、見直しの方向性を定める。

(第20条 - 第41条関係)

#### 第4節 総人件費改革

(1) 総人件費改革は、国家公務員及び地方公務員について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うとともに、独立行政法人等についても国家公務員等に準じた措置を講ずることにより、人件費の総額の削減を図ることにより行われるものとする。総人件費改革を推進するに当たっては、平成27年度以降の各年度における国家公務員の人件費の総額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成17年度における当該割合の2分の1にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする。

(第42条関係)

(2) 政府は、平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度の国家公務員の年度末総数の100分の5に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずるものとする。

(第43条関係)

(3) 政府は、行政機関等の職員について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度末における総数から、その100分の5に相当する数以上の純減をさせること等を行うものとする。

政府は、国の行政に対する需要の変化が認められる事務及び事業についてその減量に向けた検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる等、国の事務及び事業に関し合理化及び効率化のための措置を講ずるものとする。

(第44条 - 第50条関係)

(4) 政府は、国家公務員の給与制度について、職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方等についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成18年度から順次講ずること等を行うものとする。

(第51条関係)

(5) 平成18年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させる。

(第52条関係)

(6) 独立行政法人等は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させること等を基本として、人件費の削減等に取り組まなければならない。

独立行政法人等を所管する大臣は、人件費の削減等の取組状況について、的確な把握等を行う。

(第53条、第54条関係)

(7) 政府は、平成 22 年 4 月 1 日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年 4 月 1 日における当該数からその 1000 分の 46 に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請する等を行うものとする。また、地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、職員数を厳格に管理すること等を行うものとする。

地方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置及び人事委員会の機能の強化等の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させること等に努めるものとする。

地方公共団体は、地方独立行政法人等に対し、職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。

(第 55 条 - 第 57 条関係)

## 第 5 節 国の資産及び債務に関する改革

(1) 国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、歳出削減を徹底するほか、国有財産の売却、剰余金等の見直し等の措置を講ずることにより、国の資産(外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び公共用財産その他これらに類する資産を除く。)の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を見直すことにより行われるものとする。

改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。

- ・ 将来の国民負担を極力抑制すること。
- ・ 市場金利の変動等が財政運営に与える影響を極力抑制すること。
- ・ 国の債務の残高を抑制すること。
- ・ 剰余金等が過大とならないようにすること。

(第 58 条関係)

(2) 政府は、平成 27 年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成 17 年度末における当該割合の 2 分の 1 にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、売却可能な国有財産の売却を促進する等所要の措置を講ずるものとする。

(第 59 条関係)

(3) 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、国有財産を時価により売却した場合に見込まれる収入その他の当該国有財産の保有を継続することにより得られないこととなる利益を考慮した国有財産の売却可能性の検討並びに国有財産の証券化及び貸付金の証券化の適否の検討や、国債に関する施策の充実等の措置を講ずるものとする。また、企業会計の慣行を参考にした貸借対照表その他の財務書類の整備を促進するため、当該書類を作成する基準について必要な見直しを行い、その他必要な取組を行うものとする。

(第60条関係)

(4) 財務大臣は、平成18年度中に、第59条及び第60条の規定により講ずる措置について、その具体的内容、手順及び実施時期を定め、公表するものとする。

(第61条関係)

(5) 地方公共団体は、第58条から第60条までの規定の趣旨を踏まえ、資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認するとともに、資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定することに努める。

また、政府は、地方公共団体の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(第62条関係)

## 第6節 関連諸制度の改革との連携

### (1) 公務員制度改革

政府は、能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化並びにこれらに関連する事項について、できるだけ早期にその具体化のため必要な措置を講ずるものとする。

政府は、公務員の労働基本権及び人事院制度、給与制度、職員の能力及び実績に応じた処遇並びに幹部職員の選抜及び育成に係る制度その他の公務員に係る制度の在り方について、第51条に規定する措置の進捗状況その他の状況を踏まえつつ、国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行うものとする。

政府は、国と民間企業との間の人事交流を促進するため必要な措置を講ずること等を行うものとする。

(第63条関係)

### (2) 規制改革

政府は、金融、情報通信技術、出入国の管理、社会福祉、社会保障、労働、土地の測量その他の分野における規制の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(第64条関係)

### (3) 競争の導入による公共サービスの改革

政府は、この章に定める重点分野その他の分野について、事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方に関する事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討に資するものとなるよう、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第 号)に基づく改革を推進するものとする。

(第65条関係)

### (4) 公益法人制度改革

政府は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第 号）の適切な運用を確保するとともに、政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法律による法人にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（第 66 条関係）

#### （ 5 ）政策評価の推進

政府は、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進するものとする。

（第 67 条関係）

### 第 3 章 行政改革推進本部

#### （ 1 ）行政改革推進本部の設置

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### （ 2 ）所掌事務

本部の所掌事務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する総合調整、施策の実施の推進とする。

#### （ 3 ）組織等

本部長は内閣総理大臣をもって充てること等、本部の組織等に関し、必要な事項を規定。

#### （ 4 ）設置期間

本部の設置期間は設置の日から 5 年間とする。

（第 68 条 - 第 78 条関係）

### 第 4 章 附則

#### 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。